

付議案第 70 号

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の変更を踏まえ、生徒負傷等救急業務手当及び生徒緊急補導業務手当に係る特殊勤務手当の支給要件を改定する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 号」を「第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 4 号」を「第 2 号」に改め、同条第 4 項第 1 号ア中「終日」を「半日」に、「7 時間 45 分」を「4 時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略) (支給の要件)</p> <p>第2条 条例第7条第1項<u>第2号</u>に規定する委員会の定めるものとは、次の各号に定める主任等(学級数が3未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任並びに学級数が3未満の学年に置かれる学年主任を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1条 (略) (支給の要件)</p> <p>第2条 条例第7条第1項<u>第1号</u>に規定する委員会の定めるものとは、次の各号に定める主任等(学級数が3未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任並びに学級数が3未満の学年に置かれる学年主任を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 条例第7条第1項<u>第4号</u>に規定する委員会の定めるものとは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師とする。</p>	<p>2 条例第7条第1項<u>第2号</u>に規定する委員会の定めるものとは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師とする。</p>
<p>3 条例第7条第1項<u>第4号</u>に規定する委員会の定める額とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>3 条例第7条第1項<u>第2号</u>に規定する委員会の定める額とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>4 条例第7条第2項に規定する心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第7条第2項第1号に規定する業務</p>	<p>4 条例第7条第2項に規定する心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第7条第2項第1号に規定する業務</p>

現 行	改 正 案
<p>ア 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。)第 3 条に規定する勤務を要しない日若しくは勤務時間を割り振らない日、同条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する休日(同条第 2 項の規定により勤務した日を除く。)又は同条第 3 項に規定する代休日(以下「勤務を要しない日等」という。)においては、業務に従事した時間が<u>終日</u>に及ぶ程度(日中<u>7 時間 45 分</u>程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。</p>	<p>ア 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。)第 3 条に規定する勤務を要しない日若しくは勤務時間を割り振らない日、同条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する休日(同条第 2 項の規定により勤務した日を除く。)又は同条第 3 項に規定する代休日(以下「勤務を要しない日等」という。)においては、業務に従事した時間が<u>半日</u>に及ぶ程度(日中<u>4 時間</u>程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。</p>
<p>イ その他の日においては、業務に従事した時間が、正規の勤務時間(福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程(平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 5 号)第 3 条の規定により午前 8 時 30 分から午後 5 時までに割り振られた勤務時間をいう。第 5 号ウにおいて同じ。)に引き続き午後 11 時以後となり、若しくは午前 2 時前から午前 8 時以後となること又はこれらと同程度であること。</p>	<p>イ その他の日においては、業務に従事した時間が、正規の勤務時間(福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程(平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 5 号)第 3 条の規定により午前 8 時 30 分から午後 5 時までに割り振られた勤務時間をいう。第 5 号ウにおいて同じ。)に引き続き午後 11 時以後となり、若しくは午前 2 時前から午前 8 時以後となること又はこれらと同程度であること。</p>
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
5・6 (略)	5・6 (略)

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金における算定方法の変更を踏まえ、教育職員に支給される特殊勤務手当のうち、「生徒負傷等救急業務手当」及び「生徒緊急補導業務手当」について改正する必要がある。

2 改正の内容

(1) 支給要件の改定

「生徒負傷等救急業務手当」及び「生徒緊急補導業務手当」における休日等の従事時間を緩和するもの。

現 行	改正後
終日程度（日中 <u>7時間45分</u> 程度）	半日程度（日中 <u>4時間</u> 程度）

【生徒負傷等救急業務手当】

生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務に従事した場合に支給される手当

【生徒緊急補導業務手当】

生徒等に対する緊急の補導業務に従事した場合に支給される手当

(2) その他の事項

その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年1月1日